



新連載

バーチャルネット法律娘

真紀奈と一緒に解決！

インターネットの気になる 法律相談所

illust: Nekomata Naomi

バーチャル法律娘・真紀奈

17歳という年齢にもかかわらず法律にはめっぽう強く、プロ筋のファンも多い。ホットワイアードの『デジタル虎の穴』ではネット界のうさぎを相手に論客ぶりを発揮する謎の女子高生？

URL <http://homepage3.nifty.com/machina/>

こんにちは。ウェブサイトで法律の解説をしている真紀奈と申します。この連載では、読者のみなさんから質問いただいたインターネットの法律的な疑問について、ネットのいろんな法律問題に詳しい弁護士の小倉秀夫先生と一緒に答えていきますね。では、さっそく第一回を始めたいと思います。

Question

掲示板を運営しているのですが、画像ファイルに著作権の問題があるものがあつたり、ワイセツな画像が貼られたりしてこまっています。もしほついたら問題になりますか？ (ミホさん)

[真紀奈(以降、真)]: 最初の質問は、画像掲示板の運営に関する質問ですね。このような場合、誰がどこまで責任を負わなくてはいけないのでしょうか？ プロバイダー責任制限法で掲示板の運営者はある程度責任を免除されると聞いていますけど。

[小倉(以降、小)]: 損害賠償責任についてはプロバイダー責任制限法第3条があるので、問題の情報が流れていることを知っていて、かつそれが他人の権利を侵害するものであると知っているか、または知っていてしかるべき理由があるかのどちらかを満たしていないと、掲示板の管理者の責任を問えないということになっています。

掲示板の運営は ちっともラクじゃない!の巻

[真]: つまり、情報の存在についてなにも知らなければ、大丈夫というわけですね。ただ、問題発言が書き込まれる可能性があるのに掲示板を放置していたら、何らかの責任が問われそうな気がするのですが、そういうことはないんですか？

[小]: 仕事が忙しくて1か月くらい見られないということもありますからね。気がついたときに消しておけば、損害賠償責任については問題ないということになるでしょう。

[真]: なるほど。先ほどから「損害賠償責任」については問われないという言い方をされていますけど、ほかの責任を問われることはあるということでしょうか？

[小]: ええ。刑事責任については問われることがあります。

最近判例があがった事件に、画像を載せられる掲示板に児童ポルノが載せられてしまったというものがあります。この事件で検察側は、画像が載せられていることを知らなかったことについても責任をとれと要求しているんですね。

[真]: 画像掲示板を提供しただけですか？ 他人が違法画像をアップロードしたことに気づいてもいなかったのに罪になるというのは、損害賠償責任が免責されるのに比べてちょっと厳しい要求のように聞こえるんですけど……。

[小]: これは一審が横浜地裁(平成15年12月15日)で、二審が東京高裁(平成16年6月23日)で争われた事件なんですけど、両方とも掲示板の管理者に責任を認めているんですよ。それも画像をアップロードした人は罰金刑で、掲示板の管理者は執行猶予付



ホントはプロバイダーは救済されるはずだったんですけど……。

プロバイダー責任制限法

正式には『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律』っていう長い名前がついています。インターネット上で著作権といった他人の権利が侵害されたときに、公開場所として使われたプロバイダーの損害賠償の責任が免除されるという法律です。ただし、「一定の条件があれば」ということになりますけど……。ほかに、自分の権利が侵害された場合は、関係するプロバイダーに対してログなんかの情報を見せてもらえるように要求できます。

ここでいう「プロバイダー」はいわゆるISPだけでなく、掲示板なんかのサービスを提供するところも含んでいます。

きの懲役という結果だったんです。正犯が管理者で、従犯がアップロードした人とされてしまったわけです。

[真]: ええっ!? 普通そういう場合は、児童ポルノ画像をアップロードした人が悪いと思うんですけど、ただ掲示板を用意していた人の方が悪くて罪が重いということになるんですか?

[小]: はい。それに今回のケースの場合、そういう画像を置けるディスクを、公衆がアクセスできる環境に置いたということで、作為犯の正犯であるとされてしまったんですね。

[真]: つまり、児童ポルノを誰でも公開できる掲示板をインターネット上に設置したということが問題で、その上、児童ポルノ画像がアップロードされた時点で犯罪になってしまうということですか。ということは、画像掲示板を運営している限り防ぎようがないってことですね。

[小]: 判例は今のところ児童ポルノだけですが、この方法が著作権の侵害などで一般的に使われるようになると、怖いですね。

[真]: しかし、なんでプロバイダー責任制限法では刑事責任を免責できる規定を置かなかったんでしょうか?

[小]: それがですね、プロバイダー責任制限法で民事責任が免責されているんだから、警察も起訴することはないだろうって法律が成立したときの解説書には書いてあったんです。でもあっさり起訴したんですね。

[真]: つまりプロバイダー責任制限法がザル法だった、と……。うーん、現状では画像掲示板は運営しない方がいいという結論になるんでしょうか?

[小]: 今相談されたら、やめるといってでしょうね。

[真]: なんか暗い結論ですね……。一応解決策を考えてみると、管理者が投稿ごとに承認をしないと画像が公開されないタイプの掲示板を使うということになるでしょうか。管理者の手間がかかりますけど……。ね。



子どもが関係するポルノはガンガン取り締まっちゃいます!

児童ポルノ法

18歳未満の児童を守るための法律で、『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』が正式名称です。被害を受けた児童の保護も定められています。「児童ポルノ」というのは刑法でいうわいせつ物よりかなり範囲が広くて、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」の写真や電子データが対象になっています。これを頒布する目的で持っていたり、他人に提供したり、ネットで公開したりすると罪になります。最近はマンガとか小説を含めるかどうかで議論が起きています。うーん、テレビで踊ってるきわどいカッコしたアイドルはどうなるんでしょう……。

相談募集中!

インターネットの法律に関する質問があったら下のアドレスにメールを送ってね。真紀奈と小倉先生が相談に乗ります!

✉ im-oubo@impress.co.jp



プロバイダー
責任制限法があっても
刑事責任は問われるこ
とがあるんだよ。

小倉秀夫
東京平河法律事務所に所属する弁護士。中央大学法学部講師も務める。コンピュータに明るく、古くは「大阪FLMASK事件」や元祖P2P裁判の「ファイルログ事件」の弁護人を務める。著作権に関する法律も詳しい。

☞ <http://benii.cocolog-nifty.com/>



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp